

平成30年4月1日

神戸市保健福祉局高齢福祉部
介護保険課

神戸市生活支援訪問サービスの従事者について

平成29年4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの一つとして、「神戸市生活支援訪問サービス」（人員等の基準を緩和したサービス）を実施しています。

神戸市生活支援訪問サービスの従事者について、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第52条に定める「市が別に指定する研修の修了者等」は、下記のとおりです。

記

「市が別に指定する研修の修了者等」

資格・要件等	証明書等	備考
神戸市生活支援訪問サービス従事者養成研修 修了者	修了証	
旧訪問介護員養成研修3級課程 修了者	修了証明書	
家政士	合格証	
兵庫県介護予防・生活支援員	修了証等	修了することで「兵庫県介護予防・生活支援員」とみなされる研修については、兵庫県のホームページに掲載しています。

以上